

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 合併契約書（覚書等を含む。）写し	締結後直ちに	施1230条②(3) a	T a r g e t (PDF提出)
② 投信法第149条第1項に規定する書類（法定事前開示書類）の写し	本店に備え置く日 までに	施1230条②(3) b	T D n e t（縦 覧書類の登録）
③ 投信法第149条の10第1項又は第149条の16第1項に規定する書類（法定事後開示書類）の写し	上場後速やかに	施1230条④(3) a	T D n e t（縦 覧書類の登録）
④ 登記 a. 登記日に登記申請を行ったことを証する書類 b. 登記事項証明書	登記日 登記完了後直ちに	規1214条② 施1230条④(3) b	書面
⑤ 有価証券上場廃止同意書	決議後遅滞なく	規1214条②	T a r g e t (直接入力) ※東証提供後
⑥ 発行投資口数確定通知書 ※ 合併に際し投資口を交付する場合であり、決議時に発行する新投資口数が確定していないときのみ。	確定後直ちに	〃	T a r g e t (直接入力) ※東証提供後
⑦ 合併比率に関する見解を記載した書面 (当事者以外の算定機関作成のもの)	作成後直ちに	〃	T a r g e t (PDF提出)

※1 ③、④、⑥及び⑦については、存続投資法人又は新設投資法人が上場規程第1207条の規定により遅滞なく上場申請を行う場合に限りです。

※2 上場規程第1207条の規定による新規上場申請が行われる場合には、事前に東証上場部に相談してください。